

令和3年度 第1回 琴浦町農業委員会総会議事録

日 時	令和3年4月12日（月） 午後2時30分			
場 所	琴浦町役場分庁舎 多目的ホール			
出席委員 (13人)	1番 久米 繁好	2番 潮 智博	3番 村上 隆	4番 川崎 康晴
	5番 福本 正博	6番 三浦 勝美	7番 石賀 英男	8番 伊藤 英之
	9番 中本 敏彦	10番 丸山 環	11番 足立 紀美世	12番 前田 正秀
	13番 福田 昌治			
欠席委員 (0人)				
出席推進委員 (12人)	北中 善隆	遠藤 一夫	池山 晃広	三嶋 邦彦
	小前 茂雄	松本 芳己	桑本 慎吾	幅田 高広
	入江 敏朗	澤田 光秋	河上 幸徳	石賀 昭則
欠席推進委員 (0人)				
事務局	事務局長 山根 伸一、補佐 每田 陽子、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明			
提案議案	議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について 議案第 4号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 5号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について			
報告事項				

議長	定刻になりましたので、ただ今より、令和3年度 第1回琴浦町農業委員会総会を開催します。
全員	初めに農業委員会憲章の唱和を行います。
議長	(農業委員会憲章の唱和)
事務局	成立宣言を事務局にお願いします。
議長	ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和3年度 第1回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。
事務局	議事録署名委員の指名ですが、5番 福本委員、6番 三浦委員にお願いします。
事務局	それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。
事務局	1ページをご覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があつたので審議を求めます。
	申請番号1番 農地の所在 大字鈎 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2, 540m ² 。申請地は外に3筆あり、4筆の合計面積は4, 164m ² になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、同一世帯で暮らす父と子の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。
	本案件は同一世帯内での生前贈与で、農地取得後もこれまでと同様に家族で耕作を継続されることですので、農地の効率的利用が図られるものと判断します。
	申請番号2番 農地の所在 大字杉下 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1, 533m ² 。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は賃貸借権、申請事由は賃貸借になります。
	本案件は、譲受人の希望によって賃貸借することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。
	貸借の期間は2年間、借賃は1筆全体で [REDACTED]円、10a当たりでは [REDACTED]円になります。
	申請番号3番と申請番号4番は、琴浦町内の個人と琴浦町外の個人の交換になりますので、一括して説明をさせていただきます。
	申請番号3番 農地の所在 大字西宮 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積432m ² 。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。
	申請番号4番 農地の所在 大字西宮 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積267m ² 。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。

申請番号3番、申請番号4番とともに権利の区分は所有権移転、申請事由は交換になります。なお、それぞれの申請地の面積差部分については、無償で譲渡をされるということです。

両案件の申請地では、以前から交換をして野菜を耕作されていたそうですが、現在に至るまで名義変更はされていなかったそうです。そうした状況の中、双方の協議によって名義変更することになり申請をされたもので、農地取得後も引き続き野菜を耕作される予定です。

申請番号5番 農地の所在 大字赤崎 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1, 285m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲受人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約 [REDACTED] 円になります。

申請番号6番 農地の所在 大字山田 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積689m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、同一世帯で暮らす夫と妻の関係です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本案件は同一世帯内での生前贈与で、農地取得後もこれまでと同様に家族で耕作を継続されることですので、農地の効率的利用が図られるものと判断します。

申請番号7番 農地の所在 大字下大江 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 146m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲受人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は芝を耕作される予定です。

売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10a当たりでは約2 [REDACTED] 円になります。

以上の7件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(全農業委員が挙手)

全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたし

議長

	<p>ます。</p> <p>続きまして議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>3ページから6ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求めます。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字大父 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1, 679m²。申請人は琴浦町内の個人、施設の概要は植林になります。</p> <p>農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外申請は不要となっています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。申請者の話によると当該農地は、周囲を山林に囲まれているために日照条件が悪い、通作路が狭いことから農業用機械が進入しづらいなどの理由により、以前から耕作することが難しい状態となっていたそうです。さらに、近年のイノシシ被害拡大により現在は休耕状態となっており、耕作再開の見込みもないことからスギの植林を計画して申請をされたものです。</p> <p>工期は許可日から1ヶ月間を予定されていて、地拵えの作業を行った後、隣接境界から5m程度離してスギの苗木480本を植栽する計画となっています。</p> <p>資金調達計画については、苗木の購入に掛かる費用が約 [REDACTED] 円で、それに見合う預金通帳の写しが添付されています。</p> <p>被害防除計画について説明します。雨水については、これまで通り自然流下で処理をする計画となっています。申請地の西側には隣接農地がありますが、境界から5m程度距離を取って植栽する計画となっていますし、既存通作路の利用が可能であることから、周辺農地への通作についても影響はないものと思われます。なお本案件の申請書には、転用事業に対する隣接耕作者からの同意書が添付されています。</p> <p>農地区分の決定根拠についてご説明いたします。申請地は平田ヶ平集落の北側に位置していて、一団の農地面積が10ha未満の小集団の生産力の低い農地で、土地改良事業等の農業上の公共投資が実施されていないことから「第2種農地」に該当するものと思われます。</p> <p>許可根拠規定については、植林を目的とした転用の場合に適用される「周辺農地に影響なし」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。以上です。</p> <p>現地確認の報告をお願いします。</p> <p>4月6日に桑本委員、毎田補佐、浜川係長の4名で現地確認を行いました。申請地は北側と東側を山林に囲まれていて、西側の隣接農地から</p>
議長 足立委員	

	<p>は数メートル低くなっている田で、現在は何も耕作されておらず休耕状態となっていました。日照や通作路の条件が悪いためか、申請地周辺の農地でも何も耕作されていませんでしたし、周囲よりも低い位置にありますので隣接農地への影響もなく、転用はやむを得ないと感じました。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>7ページから16ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があつたので意見を求める。</p> <p>申請番号1番 農地の所在 大字尾張 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積1, 512m²。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の法人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は太陽光発電設備になります。なお、申請地の現況は休耕となっています。</p> <p>転用事由の詳細について説明します。譲受人は太陽光発電事業を行う法人で、事業用地として適している申請地の購入を譲渡人に申し込み、了解を得ることができたことから申請をされたものです。</p> <p>工事計画について説明します。土地造成等については、盛土は行わずに表土を軽く均す程度の整地作業を行った後、太陽光パネル300枚とパワーコンディショナー9台、その他の発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。</p> <p>工期は許可日から6ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から永年となります。</p> <p>資金調達計画については、土地買収費及び太陽光発電設備設置工事費の合計が [REDACTED] 円あまりで、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。</p> <p>被害防除計画について説明します。事業計画では盛土を行わずに、現況のままでパネルを設置する予定となっているため、日照・通風等の影響は軽微なものになると考えますし、土砂が流出するといった恐れもないものと思われます。また、隣接農地との境界を含む事業用地の外周に</p>

は侵入防止用フェンスの設置、防草対策として除草作業を計画されていますし、雨水については、現在と同様に地下浸透で処理する計画となっています。

土地選定理由について説明します。事業用地の候補地として、非農地を含む5ヶ所の土地を検討されたそうですが、事業に必要となる面積、日照等の条件を全て満たす適地が本件申請地しかなかったということを、申請書に添付されている土地選定理由書で確認しています。

中国電力との系統連系に係る契約は、平成30年12月7日に締結されており、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画は、平成31年3月13日付で認定済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、申請地を含む周辺の一団の農地面積が10ha以下の小集団で生産力の低い農地で、土地改良事業等の農業上の公共投資が行われていないことなどから「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないと思われます。

申請番号2番 農地の所在 大字逢東 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積320m²。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町内の法人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は駐車場になります。なお、申請地の現況は休耕となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。転用事業者となる譲受人の法人は、回収再生業及び自動車等解体作業、一般・産業廃棄物処理業等の事業を営んでおられます。現在は申請地の北側に整備されている駐車場を、従業員の方の通勤車両や営業用車両等の置場として利用されていますが、手狭になってきたために隣接する申請地を取得し、駐車場として利用することを思いつき申請をされたものです。

工事計画について説明します。土地造成等については、表土を掘削した後で真砂土を20cm程度盛土し、川に面している東側部分には土羽打ちを行う計画となっています。なお、申請地は西側及び南側の隣接農地から30cm程度低くなっていますので、擁壁等の設置は計画をされていないということでした。

工期は許可日から3ヶ月を予定されていて、施設の操業期間は永年となっています。

資金調達計画については、土地買収費 [REDACTED]円、埋立整地費 [REDACTED]円の合計 [REDACTED]円で、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。なお、土地買収費の1m²当たりの単価

は [REDACTED] 円となります。

被害防除計画について説明しますので、12ページの説明図をご覧ください。申請地の北側にある [REDACTED]、[REDACTED]、[REDACTED] の3筆の雑種地が、転用事業者が現在使用している既存の駐車場になります。申請地の東側は河川に隣接する原野、西側と南側は畠に隣接していますが、その隣接農地よりも申請地の方が 30 cm 程度低くなっていますし、転用目的が駐車場であることから、日照・通風等へ影響は軽微なものになると考えます。雨水の処理については、排水勾配を北東方向に向けて約 2 % 取り、既存駐車場に設置されている U 字側溝に排水する計画となっています。

土地選定理由については、既存施設を拡張するための申請であることから、申請地以外には適地がなかったというものになります。

農地区分の決定根拠について説明します。11ページの説明図にありますように申請地は、東側を河川、西側を逢束集落、南側を国道9号線に囲まれた区域内に位置し、申請地を含む周辺の一団の農地面積が 10 ha 以下の小集団で生産力の低い農地で、土地改良事業等の農業上の公共投資が行われていないことなどから「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われます。

申請番号 3 番 農地の所在 大字三保 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畠、面積 1,674 m² の内 197 m²。譲渡人、譲受人はともに琴浦町内の個人で、同一世帯で暮らす親子の関係です。権利の区分は贈与による所有権移転、施設の概要は一般住宅になります。なお、申請地の利用状況は耕作中となっています。

農地区分は市街化区域、市街化調整区域外の地域です。申請地は農用地区域外に位置していたことから、転用に伴う農用地区域からの除外手続きは必要ありません。

転用事由の詳細について説明します。申請人世帯の家族 5 人は現在、道を挟んで申請地北側に隣接する住宅で生活しておられますが、お住まいの住宅はかなり老朽化しているそうです。申請人の方の話では、当初はリフォームを検討されていたということでしたが、費用が高額になることから住宅の新築を決断し申請をされたということでした。

工事計画について説明します。土地造成等については、表土を 40 cm 程度鋤き取った後、前面道路と同じ高さにするために真砂土で 1 m 程度盛土を行います。道路に面していない西側と南側部分にはブロック 5 段の設置、東側部分には土羽打ちを計画されていて、これらの工事が完了した後で、住宅の建築及び 2 台分の駐車スペースの整備を行う計画となっています。なお転用残地となる部分については、これまで通りに野

菜や果樹等の耕作を継続される予定です。

工期は許可日から 6 ヶ月間を予定されています。

資金調達計画については、土地の整地費及び住宅建築費の合計が約

円で、それに見合う金融機関の融資証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。雨水については、敷地内に集水枠を設けて畑水として利用されるということですし、生活排水の処理については、合併浄化槽を設置することを計画されています。また境界部分にはブロック壁を設置し、隣接農地への土砂流出を防ぐ計画となっています。

土地選定理由について説明します。事業用地の候補地として、非農地を含む 5 件の土地を検討されたそうですが、実家から近い距離に位置している、道路との接続が良い等、全ての条件を満す適地が本件申請地以外にはなかったということを、申請書に添付されている土地選定理由書で確認しています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は、申請地を含む周辺の一団の農地面積が 10 ha 以下の小集団で生産力の低い農地で、土地改良事業等の農業上の公共投資が行われていないことなどから「第 2 種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないものと思われます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

4 月 6 日に桑本委員、毎田補佐、浜川係長の 4 名で現地確認を行いました。申請番号 1 番について報告します。申請地は周囲を山林に囲まれていて、道路に面した西側に向かい低くなるように傾斜している畑で、隣接農地も含め現在は何も耕作がされていませんでした。周辺農地への影響はあまりないものと考えられることから、転用はやむを得ないと感じましたが、西側の道路に設置してある水路には埋まっている箇所があり、雨量によっては水が溢れ出るといった恐れがありますので、適切な水路管理をお願いしたいと思います。

申請番号 2 番について報告します。申請地北側にある駐車場には、従業員の方の車や解体用車両が多く駐車されていて、現在の敷地だけでは手狭なように感じられました。また申請地は周囲の土地よりも低くなっているため、隣接農地への影響も少ないと考えられることから、転用はやむを得ないと感じましたが、南側の畑への通作路が確保できなくなってしまう恐れがあるため、駐車場か西側の畑を通行できるようにするなどの配慮をお願いしたいと思います。

整理番号 3 番について説明します。申請地は周囲を住宅や河川、山林に囲まれていて、転用残地となる部分以外には隣接する農地はありません

議長
足立委員

	<p>んし、雨水や生活排水の処理についても問題ないことから、転用はやむを得ないと感じました。以上です。</p> <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願ひします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の福本委員、石賀英男委員、池山委員は退席をお願いします。</p> <p>(福本委員、石賀英男委員、池山委員の退席を確認)</p> <p>議案第4号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>17ページをご覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画について次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>議案説明に入る前に、訂正箇所がありますので報告させていただきます。22ページの申請番号197番についてですが、総会議案発送後に貸付人の死亡が判明したことから、お手元に配布しております別紙のとおりに貸付人の住所及び氏名を変更いたします。</p> <p>それでは議案説明に入ります。申請番号186番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積2,491m²。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は [REDACTED]円、始期は令和3年4月13日、終期は令和8年4月12日、期間は5年間で新規、内容は水稻となっています。</p> <p>申請番号187番から35ページの申請番号221番までの外35件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、35ページの申請番号220番と申請番号221番の2件となっています。</p> <p>36ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号222番 農地の所在 大字八橋 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,368m²。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当たりの借賃は無償、始期は令和3年4月13日、終期は令和8年4月12日、期</p>

議長

間は5年間で再設定、内容は野菜となっています。

申請番号223番から49ページの申請番号249番までの外27件についてはご覧のとおりです。

なお今回の使用貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請はありませんでした。

50ページをご覧ください。権利種別は所有権移転になります。

申請番号1番 農地の所在 大字赤崎 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積1,084m²。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。利用目的は水稻、売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。移転時期、引渡時期はともに令和3年4月30日となっています。

以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(全農業委員が挙手)

全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

(福本委員、石賀英男委員、池山委員の復帰を確認)

続きまして議案第5号 琴浦町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について 事務局の説明をお願いします。

51ページをご覧ください。議案第5号 琴浦町農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改正について 農業委員会等に関する法律第7条の規定に基づく「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」を別紙のとおり改正することについて、本委員会の承認を求めます。

まずは、改正の概要について説明をします。農地等の利用の最適化の推進に関する指針が平成30年1月10日に策定されましたが、農業委員会の改選期である3年後に見直すこととなっています。また、指針の策定時に参考とした琴浦町の「農業経営基盤強化の促進に関する基本構想」についても今年見直しがあったため、それに伴って指針の改正を行うものです。

それでは、変更となった箇所を中心に説明をしていきたいと思います。なお、変更箇所はすべて赤字で表記がしております。

52ページの下段をご覧ください。「基本的な考え方」について、変更箇所のみを説明します。農地利用最適化に関する指針については、当初の策定で令和5年3月を目標としていますが、見直し後の基本構想の目

	<p>標が令和10年に変更となつたことから、このままの文言だと指針の目標と合わなくなるために省略しています。</p> <p>53ページに掲載されている「遊休農地の解消目標」の表をご覧ください。平成29年3月の現状を削除し、3年後の目標を令和2年3月の現状に変更しています。また、令和5年3月の目標の遊休農地面積（B）は、令和2年3月の現状（97.0ha）と目標（60.3ha）の差である36.7haを加算したものです。管内の農地面積（A）は、基本構想の令和10年の目標の耕地面積2,670haを元に計算した、令和5年時点で到達が必要な耕地面積2,751haに、遊休農地面積（B）の91.5haを加算したものに変更しています。</p> <p>54ページに掲載されている「担い手への農地利用集積目標」の表をご覧ください。平成29年3月の目標を削除し、3年後の目標を現状に変更しています。令和5年3月の目標の管内の農地面積（A）は、基本構想の令和10年の目標の耕地面積2,670haを元に計算したものです。また、農地利用集積面積（B）は、基本構想の令和10年の目標の目標の集積面積1,170haを元に計算した令和5年時点で到達が必要な集積面積に変更しています。</p> <p>56ページに掲載されている「新規参入の促進目標」の表をご覧ください。平成29年3月の現状を削除し、3年後の目標を現状に変更しています。令和5年3月の目標は、毎年6月に策定する農業委員会・活動計画の「新たな農業経営を営もうとする者の参入促進」で、参入目標数（2経営体、1ha）の3ヶ年分を加算したものに変更しています。</p> <p>57ページ以降については、説明した変更箇所を修正したものになりますので、確認をお願いしたいと思います。</p> <p>説明については以上となります、本委員会で承認をされた際には、町ホームページで公表する予定となっています。以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり承認することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。4月6日に行われた農家相談日の報告を足立委員にお願いします。</p> <p>(農家相談2件報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p>
足立委員 議長	

無いようですので、以上を持ちまして令和3年度 第1回琴浦町農業委員会総会を終了します。